

新型コロナウイルス感染症の重症者・病床について

<病床の使用率等について>

<東京都基準>(令和3年3月2日時点)

$$16\% = \frac{54 \text{ (重症者)}}{330 \text{ (重症病床)}} \quad \begin{array}{l} \cdot \cdot \text{東京都基準の重症者数 (人工呼吸管理又は ECMO を使用している患者)} \\ \cdot \cdot \text{東京都基準の重症患者用確保病床数} \end{array}$$

(※最終フェーズでの確保計画数500)

※都の重症基準は都 HP で公表済

- ・ 専門家の意見を踏まえ、東京都の医療現場の実態を反映している基準
- ・ 4月27日から開始 ⇒ 今後も基準に変更なし。モニタリング指標として引き続き戦略的に活用

<国基準>(令和3年2月24日時点)

$$32\% = \frac{327 \text{ (重症者)}}{1000 \text{ (重症病床)}} \quad \begin{array}{l} \cdot \cdot \text{国基準の重症者数} \\ \cdot \cdot \text{国基準 (下記管理料が適用できる病床数)} \end{array}$$

※国の重症基準

「集中治療室 (ICU) 等での管理 (※) 又は人工呼吸器管理が必要な患者」

(特定集中治療室管理料、救命救急入院料、ハイケアユニット入院医療管理料等の区分にある病床)

※国基準による重症病床数は、国からの確認依頼を受け2月に病床数の調査を実施し 1,000 床であったことを確認し国に報告。(これまでは、都基準での最終確保計画数500床により、国は使用率を算定)